

第 95 号 議 案

和解及び損害賠償の額の決定について

当事者 甲 長崎県佐世保市 個人

当事者 乙 長崎県

甲及び乙は、甲が、令和 8 年 7 月 6 日、主要地方道佐世保日野松浦線（長崎県佐世保市神島町）において、道路の法面からの落石の直撃により車両損壊を受けた事案（以下「本件事案」という。）について、次の条項により和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

第 1 条 本件事案に係る賠償額は、金1,167,529円とする。（全額道路賠償責任保険適用）

第 2 条 甲及び乙は、本件事案については、前条の賠償額の支払いによって全てを解決し、他に何らの債権債務のないことを確認する。

令 和 8 年 9 月 7 日 提 出

長 崎 県 知 事 平 田 研

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第 1 項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。